

だい かい かしょう あかしししゅわげんごおよ てんじ ひょうきとうしょうがいしゃ  
第3回（仮称）明石市手話言語及び点字・ひらがな表記等障害者のコミュニケ

しゅだん そくしん じょうれいけんとういんかい  
ーション手段を促進する条例検討委員会

にちじ へいせい ねん がつ にち きんようび ごごじ じ  
日時：平成26年11月7日（金曜日） 午後1時～3時

ばしよ あかししやくしよぎかいとうだい いんかいしつ  
場所：明石市役所議会棟第2委員会室

ぎ じ がいよう  
（議事概要）

じょうれいがいよう そあん いけん  
1 条例概要（素案）への意見

・「<sup>み</sup>見ること」「<sup>か</sup>書くこと」ができない<sup>しかくしょうがいしゃ</sup>視覚障害者にとっては、「<sup>だいひつ</sup>代筆」も<sup>ひつす</sup>必須の  
コミュニケーション手段<sup>しゅだん</sup>と言えるが、<sup>ていぎ</sup>定義のところにあがっていない。<sup>あいて</sup>相手が  
<sup>へんとう</sup>返答を<sup>もと</sup>求められるようなやりとりにおいては、<sup>だいひつ</sup>代筆もコミュニケーション  
手段<sup>しゅだん</sup>という<sup>がいねん</sup>概念に含まれると<sup>かんが</sup>考える。<sup>しかくしょうがいしゃ</sup>視覚障害者にとっては<sup>ふか</sup>不可欠といえ  
<sup>だいひつ</sup>る代筆を<sup>じょうれい</sup>条例の中に入れてもらえないか。

→（<sup>じむきよく</sup>事務局）<sup>だいひつ</sup>代筆について<sup>いってい</sup>一定の<sup>いけん</sup>意見が出ていたが、<sup>さべつじれい</sup>差別事例としてあがっ  
ていたこともあり、<sup>さべつかいしょうじょうれい</sup>差別解消条例の<sup>けんとうだんかい</sup>検討段階での<sup>ぎろん</sup>議論と<sup>かいしゃく</sup>解釈  
していた。また、<sup>だいひつ</sup>代筆は<sup>ほうりつじょう</sup>法律上、<sup>だいいこうい</sup>代理行為に<sup>がいとう</sup>該当する<sup>ばあい</sup>場合も<sup>かんが</sup>考  
えられるため、<sup>じょうれい</sup>コミュニケーション条例で<sup>きてい</sup>規定することが<sup>むずか</sup>難  
しいが、<sup>さいだいげんはいりよ</sup>最大限配慮していきたい。

・同じく定義の「手話等コミュニケーション手段」のところで、音訳と少し區別

して代読についても言及できないか。読んでもらうことで理解できることも

多い。市役所からの文書なども、簡単な内容であれば点訳できるが、通知文す

べてを点訳できるとは思わない。そういった場合に、例えば市役所内の各部署

で代読対応ができれば助かる視覚障害者も少なくない。

・定義にある「障害者」は、障害者手帳所持者に限られるのか。

→（事務局）この条例としては手帳の有無は関係ない。

（上記意見を受けて）

・現場の意見として、障害者雇用の分野においては、障害者手帳の交付を受け

ていることが前提となっている。そのこともあって、「障害者」という枠を超

えることができない。共生社会の実現という大きな理念を考えると、

「障害者」ということに過度にこだわるのが適切だとは思わない。障害者

手帳の有無にかかわらず、高齢者や子どもなど生きにくさを抱えた人も含め

て、すべての人が共生できる社会をつくっていく必要があるということが

根幹にあることをあらためて自覚するべき。

・障害者側の責務という規定がないが、いかがか。障害者の方が社会に出て

きてくれて、交流があつて初めて相互に理解することができると思う。

障害者にも積極的に社会に出るような意思を持ってほしい。

→ (事務局) 鳥取県手話言語条例にある「ろう者等による普及啓発」(第14条)

が今の意見の趣旨に近いところではあるが、現時点で市が  
障害者の側に責務を課するというスタンスは適当ではないと考  
える。

(上記意見を受けて)

・ 障害者と健全者が互いに理解・努力をし、ともに共生社会をつくっていく

ことが必要だという趣旨と感じた。もっともだと思うが、ノーマライゼーシ  
ョンという枠組みについては、来年度の差別解消条例の方で謳っていけば  
よいのではないか。

・ 「市民の役割」という記載があったが、ここにいう「市民」には障害者は含ま  
れていないのか。市民という中に障害者も含まれているのであれば、特に  
障害者の役割・責務という定義を設ける必要はなく、市民の役割という項目  
があればそれで十分でないか。

→ (事務局) 障害者も健全者も「市民」。障害者も含めてすべての市民が

基本的理念に対する理解を深め、障害者であれば障害種別の  
異なる障害者への配慮などもしていけばよいのではと考える。

今回の検討委員会にはいろんな種別の障害を持った当事者の

方々にも参加いただいております、条例検討段階での市民参画とい

う点でも、まさに市民の会議であると感じている。

・今回の条例が成立したら何が変わるのか。障害者はこういう条例を待ち望んでいた。その期待感に添えていく条例にしていく必要がある。来年度の障害者差別解消条例に任せる部分が多くなっているのではないか。

→（事務局）あくまでこの条例をきっかけにして、これからお互いに意見をだし合っあて社会しゃかいを変かえていくことになると考かんがえている。行政ぎょうせいだけでできることも限かぎられているため、当事者とうじしやや支援事業者しえんじぎょうしやとう等の知恵ちえも借かりながら、ともにコミュニケーション手段しゅだんを促そくしん進しんしていきたい。

差別解消条例との関係では、今回の条例が差別解消のための第一歩だいいっぽになると考かんがえていることから、差別解消条例につなげていくという説明せつめいをしている。来年度に委らいねんどねゆだるということではなく、今年度こんねんどできることから始はじめているというスタンスである。